

## 令和2年度使用教科用拡大図書複製補償金額

### I 言語の著作物

教科用図書に掲載された言語の著作物を著作権法第33条の2第2項の教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の種類に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用		(単位：円)			中学校用		(単位：円)		
発行部数 種類		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上	発行部数 種類		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
第一種	国内	2,200	4,290 (4,400)	8,580	第一種	国内	2,090 (2,200)	4,180	8,360 (8,250)
	国外	2,000	3,900 (4,000)	7,800		国外	1,900 (2,000)	3,800	7,600 (7,500)
第二種	国内	1,430	2,860 (2,970)	5,720	第二種	国内	1,320 (1,430)	2,750	5,390 (5,500)
	国外	1,300	2,600 (2,700)	5,200		国外	1,200 (1,300)	2,500	4,900 (5,000)
第三種	国内	880	1,760	3,410	第三種	国内	880	1,650	3,300
	国外	800	1,600	3,100		国外	800	1,500	3,000
第四種	国内	220	440	770	第四種	国内	220	440	770
	国外	200	400	700		国外	200	400	700

高等学校用		(単位：円)		
発行部数 種類		25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
第一種	国内	1,980	4,070 (4,180)	8,030
	国外	1,800	3,700 (3,800)	7,300
第二種	国内	1,320	2,640 (2,750)	5,170 (5,280)
	国外	1,200	2,400 (2,500)	4,700 (4,800)
第三種	国内	770	1,650	3,190
	国外	700	1,500	2,900
第四種	国内	220	440	770
	国外	200	400	700

### 備考

- 1 「国内」欄の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 2 第一種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあっては、1,500ワード以上）に相当する著作物をいう。
- 3 第二種とは、詩及び教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 4 第三種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 5 第四種とは、短歌、俳句その他これらに準ずる著作物をいう。
- 6 国語文をローマ字により複製する場合の補償金の額は、その原典に係る第一種から第四種までの区分に応じた額とする。
- 7 翻訳され又は翻案された著作物を教科用拡大図書に複製する場合において、原著作物の著作権及び二次的著作物の著作権が共に存する場合の補償金の額は、当該原著作物及び当該二次的著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

## II 音楽の著作物

教科用図書に掲載された音楽の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、歌詞又は楽曲毎に以下の表のとおりとする。

小学校用

		(単位：円)		
種類	発行部数	25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
補償金 の額	国内	330	660	1,210
	国外	300	600	1,100

中学校用

		(単位：円)		
種類	発行部数	25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
補償金 の額	国内	330	550	1,100
	国外	300	500	1,000

高等学校用

		(単位：円)		
種類	発行部数	25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
補償金 の額	国内	330	550	1,100
	国外	300	500	1,000

### 備 考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

## III 美術の著作物・写真的著作物

教科用図書に掲載された美術の著作物又は写真的著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の利用の態様に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用

		(単位：円)		
大きさ	発行部数	25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
1 ページ 大	国内	330	660	1,320
	国外	300	600	1,200
1/2ページ 大	国内	220	440 (330)	770 (660)
	国外	200	400 (300)	700 (600)
1/4ページ 大以内	国内	110	220	440
	国外	100	200	400

中学校用

		(単位：円)		
大きさ	発行部数	25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
1 ページ 大	国内	330	660	1,320 (1,210)
	国外	300	600	1,200 (1,100)
1/2ページ 大	国内	220	330	660
	国外	200	300	600
1/4ページ 大以内	国内	110	220	330
	国外	100	200	300

高等学校用

		(単位：円)		
大きさ	発行部数	25部未満	25部以上 50部未満	50部以上
1 ページ 大	国内	330	660	1,210
	国外	300	600	1,100
1/2ページ 大	国内	110 (220)	330	550 (660)
	国外	100 (200)	300	500 (600)
1/4ページ 大以内	国内	110	220	330
	国外	100	200	300

### 備 考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 「1ページ大」とは、一の著作物を2分の1ページを超える、1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「2分の1ページ大」とは、一の著作物を4分の1ページを超える、2分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「4分の1ページ大以内」とは、一の著作物を4分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいう。
- 写真的著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真的著作物を教科用拡大図書に複製するときの補償金の額は、当該写真的著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真的著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

## IV その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真的著作物以外の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、教科書等掲載補償金の額の2分の1の額の範囲内において当該著作物を教科用拡大図書に複製する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。